

企業年金の充実・安定化

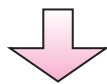
企業年金の充実・安定化を図るため、

- ① 免除保険料率の凍結解除、解散時の特例措置（3年間の時限措置）など厚生年金基金の安定化
- ② 拠出限度額の引上げや中途引出しの要件緩和など確定拠出年金の充実
- ③ 企業年金のポータビリティの確保（年金通算措置）の措置を講じます。

厚生年金基金の免除保険料※率の凍結解除

（平成17年4月実施）

- 平成12年改正では、経済情勢等を踏まえ、厚生年金本体の保険料率の引上げが凍結されたため、これに連動し、免除保険料率も凍結しました。



- 今回、この凍結を解除し、直近の平均寿命、厚生年金本体の予定利率の見通しに基づいて見直し、設定します。
現 行：平均2.8%（下限2.4%～上限3.0%）
→ 見込み：平均3.7から3.8%程度（下限2.4%～上限5.0%）

※ 免除保険料とは、厚生年金基金が行う厚生年金の代行部分の給付に必要なものとして、国に納めることが免除される保険料のことです。免除された分は、厚生年金基金に代行部分の原資として納められます。

厚生年金基金の解散の特例措置

（平成17年4月実施）

<分割納付>

- 解散時に最低責任準備金を確保していなくとも解散を認め、納付計画の承認を受けた上で、不足分の分割納付を認めることとします。（原則5年以内。不足分には、厚生年金本体の運用利回り実績で付利）

<納付額の特例>

- 一定の要件を満たす厚生年金基金については、仮にその基金の加入員が当初から厚生年金本体のみに加入していたならば本体で形成されていた積立金（その基金の資産額がこれを上回る場合には現有資産額）を納付額とすることを認めることとします。

（参考）特例措置の期限

本特例措置は、3カ年の時限措置（施行から3年以内の申請）とします。